

最高裁判所裁判官国民審査公報

青森県選挙管理委員会
〈お問い合わせ先〉
017-734-9076



最高裁判所判事
はやし みちはる
昭和三十三年八月二日生

略歴

東京都生まれ、同所で過ごす。東京教育大学（現・筑波大学）附属駒場中学校、同高等学校を経て、東京大学法学部を卒業
昭和五五年 四月 司法修習生
五七年 四月 判事補任官（以後、東京地裁、最高裁判事局、厚生省（現・厚生労働省）（出向）、札幌地裁に勤務）
平成 四年 四月 判事任官（以後、東京地裁、最高裁判事局参事官、同課長、東京高裁、東京地裁判事（部総括）、司法研修所教官、同事務局局長を務める。
二二年 八月 最高裁判事局長兼行政局長
二二年 七月 同総務局長
二五年 三月 静岡地裁所長
二六年 九月 東京高裁判事（部総括）
同 年 一月 最高裁判事調査官
三〇年 一月 東京高裁判事
令和 元年 九月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 令和二年三月二四日 第三小法廷判決
文書提出命令の申立人の父の死体について司法警察職員から鑑定嘱託を受けた者が当該鑑定のために必要な処分として裁判官の許可を受けてした当該死体の解剖の写真に係る情報記録された電磁的記録媒体であつて当該司法警察職員が所属する地方公共団体が所持するものは、民訴法二二〇条三号所定のいわゆる法律関係文書に該当する（全員一致、裁判長）。
二 令和二年一月一八日 大法廷判決
令和元年七月二一日施行の参議院議員選挙当時、平成三〇年法律第七五号による改正後の公職選挙法一四条、別表第三の参議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあつたものといえず、同規定が憲法一四条一項等に違反するに至つていない（多数意見）。
三 令和二年一月二五日 大法廷判決
普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否は、司法審査の対象となる（全員一致）。
四 令和二年一月二二日 第三小法廷決定
（いわゆる傍田事件についての）再審請求を棄却した原決定に審理不届の違法がある（多数意見、裁判長）。
五 令和三年七月三〇日 第三小法廷判決
違法収集証拠として証拠能力を否定した第一審の訴訟手続に法令違反があるとした原判決に、法令の解釈適用を誤つた違法がある（全員一致、裁判長）。

裁判官としての心構え

事件に多角的な観点からアプローチし、その背景事情や経緯などから、裁判で取り上げられている紛争や事件の実態や真相を十分に把握し、それに適合する解決や判断をするように、この二年間の執務において努力してきました。現在、新型コロナウイルス感染症の影響により社会の在りようが根幹から変容を迫られており、今後予想されることも念頭におきながら、より柔軟な姿勢で事件に向き合つていきたいと考えています。また、最高裁は、書面審理が基本ですが、法廷で弁論の期日が開かれる事件では、当事者（代理人）による活発な弁論がされるよう工夫をしています。いまだ試行錯誤の段階ではありますが、当事者はもちろん、傍聴されている人にとつても分かりやすい審理となるよう引き続きその工夫努力を続けていきたいと考えています。



最高裁判所判事
おか むら かずみ
昭和三十三年二月二二日生

略歴

東京都生まれ。荒川区立尾久宮前小学校・尾久八幡中学校、都立白鷗高校、早稲田大学法学部を卒業。ハーバード・ロースクール修士課程修了。
昭和五六年 四月 司法修習生
五八年 四月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
平成 元年 三月 米国ニューヨーク州弁護士登録
一二年 五月 検事に任命。その後、法務省刑事局国際課長、法務省大臣官房参事官、金融庁証券取引等監視委員会事務局国際・情報総括官、最高検察庁検事などを務める。
二六年 七月 法務省人権擁護局長
二八年 八月 消費者庁長官
令和 元年 一〇月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 令和二年一〇月二三日 第二小法廷判決
参議院（比例代表選出）議員の選挙について、いわゆる特定枠制度を定める公職選挙法の規定は、憲法四三三一項等に違反するものではないとした（全員一致、裁判長）。
二 令和二年一月一八日 大法廷判決
令和元年七月施行の参議院議員通常選挙当時、公職選挙法の参議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあつたものといえず、同規定は憲法一四条一項等に違反するに至つていない（多数意見）。
三 令和二年一月二五日 大法廷判決
普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否は、司法審査の対象となつた（全員一致）。
四 令和三年二月一日 第二小法廷決定
電磁的記録を保管した記録媒体がサイバー犯罪に関する条約の締約国に所在し、同記録を開示する正当な権限を有する者の合法的かつ任意の同意がある場合に、国際捜査共助によることなく同記録媒体へのリモートアクセス及び同記録の複写を行うことは許されるとした（全員一致）。
五 令和三年二月二四日 大法廷判決
市長が都市公園内の国有地上に孔子等を祀つた施設を所有する一般社団法人に対して同施設の敷地の使用料を全額免除した行為は、憲法二〇条三項の禁止する宗教的活動に該当するとして（多数意見）。
六 令和三年六月二三日 大法廷決定
夫婦は婚姻の際に定めるところに従い夫又は妻の氏を称するとする民法七五〇条及び夫婦が称する氏を婚姻届の必要記載事項と定めた戸籍法七四条一号の各規定は憲法二四条に違反して無効であるとはいえないとし、夫婦の氏に関する法制度については、国会において、国民の様々な意見や社会の状況の変化等を十分に踏まえた真摯な議論がされることを期待するとして（多数意見、補足意見付加）。

裁判官としての心構え

裁判の最終的な判断が求められている最高裁判所の判事として、日々、重大な責任を感じております。価値観が多様化した現代の日本では、解決が難しい紛争が増え、また、社会の複雑化・科学技術の進展等にもない、新しい法的問題も生じています。このような課題について、行政機関での執務等これまでの経験も生かし、事案を多角的にとらえて論点を深く検討することを心がけて、より妥当な判断に至りたいと考えております。これからも、公正な裁判のために、努力を続けてまいります。



最高裁判所判事
みやうら まもる
昭和三十一年一〇月二二日生

略歴

兵庫県神戸市に生まれ、東京都大田区、小平市等で過ごす。麻布高等学校、東京大学法学部を卒業。
昭和五七年 四月 検事に任命。
以後、東京、宇都宮、福岡、名古屋の各地検、長野地検上田支部等に勤務するほか、法務省刑事局刑事法制課長、法務省大臣官房参事官等を務める。
平成二二年 七月 那覇地検検事正 その後、最高検検事
二二年 二月 法務省矯正局長
二五年 一月 最高検監察指導部長 その後、同公判部長
二七年 二月 札幌高検検事長
二九年 四月 大阪高検検事長
三〇年 二月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 令和元年九月一三日 第二小法廷判決
諫早湾における潮受堤防の排水門の開放を命じた確定判決に対する国の請求異議について、前訴時の共同漁業権に係る請求権の消滅のみでは異議事由にならないとして、原判決を破棄して差し戻した（全員一致）。
二 令和二年二月二八日 第二小法廷判決
トラック運転手が、会社の業務中に起こした交通事故により第三者に損害を加え、これを賠償した事案において、相当と認められる額について、会社に対して求償することができるとして、原判決を破棄して差し戻した（全員一致、補足意見付加）。
三 令和二年一月一八日 大法廷判決
最大較差三・一〇倍の参議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定について、合憲状態・合憲とした多数意見に対し、投票価値の不均衡は違憲状態にあつたとする意見を付した。
四 令和三年二月二四日 大法廷判決
市が管理する都市公園内に孔子等を祀つた施設を所有する法人に対し、その敷地の使用料を全額免除した市長の行為は、憲法二〇条三項に違反するとして（多数意見）。
五 令和三年四月二六日 第二小法廷判決
集団予防接種等によってB型肝炎ウイルスに感染して発症した慢性肝炎の鎮静化後の再発による損害について、その再発の時に除斥期間の起算点となるとして、原判決を破棄して差し戻した（全員一致、補足意見付加）。
六 令和三年六月二三日 大法廷決定
夫婦同氏制を採用する民法等の規定を合憲として抗告を棄却した多数意見に対し、法が夫婦別氏の選択肢を設けていないことは憲法二四条に違反するとの意見を付した。

裁判官としての心構え

そのためには、高い壇の上から見下ろすという姿勢ではなく、それぞれの当事者の立場や思いを理解し、その主張に十分耳を傾けることが、何よりも大切なことと考えています。そして、自らの良心に問いかけながら、広い視野の下に、多角的な検討と深い洞察を行うことができるように、今後とも研鑽を重ねたいと思います。



最高裁判所判事
くさの けんいち
昭和三十三年三月二二日生

略歴

千葉県千葉市生まれ。千葉大附属小・附属中、県立千葉高を経て
昭和五三年 三月 東京大学法学部卒業、四月司法修習生
五五年 四月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
六一年 四月 ハーバード大学修士（L.L.M.）
平成一六年 西村あさひ法律事務所（当時の名称「西村とさわ法律事務所」）代表パートナー
一九年 東京大学大学院法学政治学研究科客員教授
二五年 慶應義塾大学大学院法学研究科教授
二六年 ハーバード大学法学大学院客員教授
三〇年 東京大学博士（法学）
三一年 二月 最高裁判所判事
令和元年九月一三日 第二小法廷判決

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 令和元年九月一三日 第二小法廷判決
漁業権に基づく潮受堤防排水門の開閉請求に対する請求異議を認めた原判決を破棄した多数意見の結論に賛同しつつ大要以下の内容の意見を述べた。（経済的利益を体化した権利（漁業権はこれにあたる）に基づく物権的請求権の行使は、①権利侵害を除去するために要する費用が除去することによって回避できる損害額を上回り、かつ、②請求権者が被つた損害（将来される損害を含む）が全額弁償されている場合には、別段の事由がない限り、権利濫用の法理によって抑止されるべきである。）
二 令和二年二月二八日 第二小法廷判決（裁判長）
運送会社の従業員（トラック運転手）が就労中に起こした交通事故に因って当該従業員が被害者に対して賠償金を支払った場合にはその金額の全部又は一部を会社に對して求償し得るとする法廷意見を述べたうえで大要以下の内容の補足意見を付した。（求償権の被請求者が大手上場会社であり、請求者が同社専従の従業員である場合、被請求者は支払われた賠償金の大半を負担すべきであり、全額を負担すべき場合もあるであろう。なぜならば、賠償金の支払いを当該従業員の私的負担とすれば同人に著しい不利益が生じるのに対して、多数の運転手を用いて運送事業を営む会社は変動係数の小さい確率分布に従う偶発的財務事象としてこれに合理的に対応することが可能であり、さらに、当該会社の最終的な利益帰属主体である同社の株主は分散投資を行うことによつて自ら負担するリスクを自己の選択に応じて調整することが可能だからである。）
三 令和二年九月一六日 第二小法廷決定（裁判長）
業としてタトゥーの施術を行うことが医師法違反となるか否かが問われた事件において、医師法違反にはならないとする法廷意見を述べたうえで大要以下の内容の補足意見を付した。（タトゥーの施術が医行為にあたるという解釈をとればタトゥーの施術を業として行う者は本邦から消失する可能性が高い。しかしながら、健全な動機からタトゥーの施術を求める者も少なくないことを考えると（公共空間におけるタトゥーの露出の可否について議論を深める余地はあるとしても）タトゥーの施術に対する需要そのものを否定すべきいわれはなく、そのような需要が満たされることのない社会を強制的に作り出すような法解釈を行うことは福利の最大化という立法の理念に反している。）
四 その他の主要な裁判
参議院議員の議員定数配分規定の合憲性が問われた令和二年一月一八日大法廷判決及び選択的夫婦別氏制を採用しない現在の民法及び戸籍法の合憲性が問われた令和三年六月二三日大法廷決定において、それぞれ意見及び反対意見を述べた。

裁判官としての心構え

法の解釈が異なれば人々の行動が変わり、人々の行動が変われば社会のありようが変わります。司法にはこのような働きがあることを心に刻み、微力ながら、豊かで公正で寛容な社会の形成に資する判決・決定の作成に傾注したいと考えています。